

宮崎県建設工事元請・下請関係適正化等指導要綱（平成16年4月1日定め）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
（下請契約の締結及び履行） 第4条 元請負人は、下請契約の締結に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。また、当該下請契約の変更についても同様とする。 一 [略] 二 自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金とする下請契約を締結しないこと。 三～五 [略] 2 元請負人は、下請契約（変更後の下請契約を含む。以下同じ。）の履行に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。 一～四 [略] 3 [略] （請負代金等の支払） 第5条 元請負人は、下請契約に係る請負代金の支払に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。 一～三 [略] 四 手形期間は<u>120日</u>以内で、かつ、できる限り短い期間とすること。	（下請契約の締結及び履行） 第4条 元請負人は、下請契約の締結に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。また、当該下請契約の変更についても同様とする。 <u>一 建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、当初請負契約を締結するまでに、下請負人に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。</u> <u>二 [略]</u> <u>三 資材等の高騰等に伴う価格転嫁を円滑化するため、建設業法第19条第1項第8号に定める「価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更及び請負代金の変更額の算定方法に関する定め」について下請契約書に記載すること。</u> <u>四 自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金とする下請契約及び著しく短い期間を工期とする下請契約を締結しないこと。</u> <u>五～七 [略]</u> 2 元請負人は、下請契約（変更後の下請契約を含む。以下同じ。）の履行に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。 <u>一 下請負人から請負契約締結前に、建設業法第20条の2第2項で定める通知を受け、請負契約の締結後に当該通知に係る事象が実際に発生し、工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更に関する申し出があった場合は、正当な理由があるときを除き、誠実に協議に応じるよう努めること。</u> <u>二 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象であって、下請負人から請負契約の締結前に建設業法第20条の2第2項で定める通知をされていないものが契約後に生じた場合であっても、前号に準じて誠実に協議に応じること。</u> <u>三～六 [略]</u> 3 [略] （請負代金等の支払） 第5条 元請負人は、下請契約に係る請負代金の支払に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。 一～三 [略] 四 手形期間は<u>60日</u>以内で、かつ、できる限り短い期間とすること。

五〔略〕

(技術者の適正な配置)

第7条 元請負人及び下請負人は、請負金額が4千万円以上（建築一式工事にあつては8千万円以上）の建設工事にあつては、直接のかつ恒常的な雇用関係にある者のうちから、建設業法に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で置くものとする。

- 2 県工事を直接請け負った元請負人（以下「直接施工者」という。）は、下請契約の総額が4千5百万円以上（建築一式工事にあつては7千万円以上）となる場合にあつては、直接のかつ恒常的な雇用関係にある者のうちから、建設業法に規定する監理技術者を専任で置き、工事現場における建設工事の施工の技術上の総括的管理を行わせるものとする。

五〔略〕

(技術者の適正な配置)

第7条 元請負人及び下請負人は、請負金額が4千5百万円以上（建築一式工事にあつては9千万円以上）の建設工事にあつては、直接のかつ恒常的な雇用関係にある者のうちから、建設業法に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で置くものとする。ただし、建設業法第26条第3項各号に該当する場合は、この限りでない。

- 2 県工事を直接請け負った元請負人（以下「直接施工者」という。）は、下請契約の総額が5千万円以上（建築一式工事にあつては8千万円以上）となる場合にあつては、直接のかつ恒常的な雇用関係にある者のうちから、建設業法に規定する監理技術者を専任で置き、工事現場における建設工事の施工の技術上の総括的管理を行わせるものとする。ただし、建設業法第26条第3項各号に該当する場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、令和7年3月3日から施行する。